

新潟市告示第 81 号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、旧日本銀行新潟支店長役宅の使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 2 日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 （徴収・収納）事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 新潟絵屋・新潟ビルサービス特定共同企業体
代表団体 株式会社新潟ビルサービス 代表取締役 鈴木 英介
構成団体 特定非営利活動法人新潟絵屋 理事 大倉 宏
所在地 新潟市中央区上大川前通 9 番町 1262 番地 3
- 2 徴収事務を行わせる歳入
旧日本銀行新潟支店長役宅 施設使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和 8 年 2 月 1 日
- 4 徴収事務を委託した日
令和 8 年 2 月 1 日
- 5 徴収事務を行わせる期間
令和 8 年 2 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで